

【Q&A】 障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金(ver.1.0)

| 区分 | No. | 質問 | 回答 |
|-------------------|-----|--|---|
| 補助対象となる施設・事業所について | 1 | さいたま市、川崎市、川口市又は越谷市に所在する事業所は補助金を申請することはできるか。 | 政令市、中核市に所在する事業所は対象外となります。 |
| | 2 | 本社所在地が他県でも対象になるか。(事業所は埼玉県内) | 対象となります。 |
| | 3 | 公設民営(市町村の場合)の指定管理施設も対象となるか。公設公営の場合はどうか。 | 対象外となります。また、国、県及び市町村が設置する事業所等は対象となりません。 |
| | 4 | 令和7年4月1日からサービス提供を開始した。対象となるか。 | 対象となりません。「令和7年3月1日現在においてサービスを提供していること」が条件となりますので、令和7年3月2日以降にサービス提供を開始した施設・事業所は対象となりません。 |
| | 5 | 空床利用型の短期入所生活介護を実施している。対象となるか。 | 空床利用型の場合、本体施設や事業所(入所施設やグループホームなど)と重複しますので、対象外です。 |
| | 6 | 諸事情でサービス提供を休止している。対象となるか。 | 対象となりません。「令和7年3月1日現在においてサービスを提供していること」が条件となります。 |
| | 7 | 諸事情で令和7年2月まで食事提供(体制)加算をとっていたが、事情により1月から加算を廃止した。食材費分の補助金申請はできないのか。 | 対象となりません。「令和7年3月1日現在においてサービスを提供していること」が条件となります。 |
| | 8 | 令和7年3月1日から10日まで春休みとしていたが、補助金申請はできないのか。 | 補助金制度での休業は事業全体を休業し運営を行っていないことを指します。冬休みはお休みであって、補助金申請に差し支えありません。 |
| | 9 | みなし指定を受けている事業所は対象となるか。 | みなし指定の事業所については、対象外となります。 |
| | 10 | 同じ建物で、生活介護、就労継続支援B型の事業を行っている多機能型事業所である。それぞれの事業について対象となるのか。 | 対象となりません。いずれかの事業所の交付額で申請してください。 |
| | 11 | 同じ建物で、児童向けの放課後デイサービスと大人向けの生活介護の事業を行っている多機能型事業所である。それぞれの事業について対象となるのか。 | 対象となりません。多機能型事業所の場合、いずれかの事業所で申請してください。 |
| | 12 | 日中支援型共同生活援助事業を行っており、短期入所を併設している。それぞれの事業所として申請できるか。 | 日中支援型共同生活援助事業に併設された短期入所は対象外となります。 |
| | 13 | 障害者の訪問介護事業を行っているが高齢者への訪問介護も行っている。それぞれに申請できるか。 | 対象となりません。高齢者向けの訪問介護事業所に対する「高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金」に申請ください。(問い合わせ先:埼玉県福祉部高齢者福祉課) |
| | 14 | グループホームだが、住居というのは何を指すのか。1つの建物内にユニットが二つある。指定申請の時は1つのユニットが1つの住居とみなしていた。ガス・電気のメーターもふたつある。 | 本体事業所とその後追加した各住居になります。県HPの共同生活援助事業所一覧を御確認いただき、住居単位で申請してください。 |
| | 15 | グループホームの定員には、サテライト住居の定員も含まれるか。 | サテライト住居の定員も含まれます。 |
| | 16 | グループホームの定員が4人である。どのように申請すればよいのか。また、定員が10人の場合は。 | グループホームの住居の定員が6人未満である場合、6人と申請してください。住居の定員が6人以上である場合、定員数にて申請してください。 例)グループホーム太陽 定員 2人→ 6人で申請 グループホーム月 定員 6人→ 6人で申請 グループホーム彗星 定員10人→10人で申請 |

| 区分 | No. | 質問 | 回答 |
|-----------|-----------------------------|---|---|
| | 17 | 1事業所で入所施設と通所系をやっているが、どうしたらよいか。 | 1入所施設として申請してください。 |
| | 18 | 医療型障害児入所施設又は障害者の療養介護(医療法上の総病床数を有する。)は、対象となるか。 | 対象となりません。保健医療部の「医療機関等光熱費等高騰対策支援事業補助金」に申請してください。 (問い合わせ先:埼玉県保健医療部医療整備課) |
| 併給について | 19 | 市区町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の補助金とどちらも支給を受けることができるか。 | 本事業では補助金の対象経費を定めていませんので可能です。ただし、市区町村の補助金交付の条件の中で給付制限があることが考えられますので御注意ください。 |
| | 20 | 交付決定後に新たに市区町村の同様の補助金に申し込みをした場合、返還となるか。 | 併給可能な補助金ですので、返還の必要はありません。 |
| 申請手続きについて | 21 | 郵送・FAXによる申請は可能か | 郵送・FAXによる申請は対応していません。電子システムのリンク先から申請してください |
| | 22 | 申請は施設・事業所単位か、法人単位か。 | 法人単位で申請してください。 |
| | 23 | 法人の代表者印は必ず押印しなければならないか。 | エクセルシートでの提出ですので、押印は不用です。 |
| | 24 | 法人代表者名は署名が必要か。 | 法人代表者の署名は必要です。 |
| | 25 | 申請の名義は法人代表者、施設・事業所の責任者のいずれか。 | 法人代表者名義です。 |
| | 26 | 光熱費や食材料費を支出した証拠書類を提出する必要があるか。 | 食材料費の支出は不要です。契約する電気・ガスの種類によって交付額が異なりますので、電気(高圧)、ガス(都市ガス)の契約内容が分かる書類を申請時に添付してください。ただし、令和5年度に補助申請した際に提出し、交付決定を受けた場合かつ種別に変更がない場合は不要です。 |
| | 27 | 「事業開始を確認できる書類」は何を提出すればよいか。 | 指定通知書の写しを必ず提出してください。提出がない場合、交付できません。また、複数事業についてはそれぞれの通知書を付けてください。 |
| | 28 | 複数の障害福祉サービスを提供しているが、事業所番号ごとに申請の必要があるか。それともまとめて申請することは可能か。 | 「申請額算出内訳」にそれぞれの事業所を記入し、まとめて申請してください。この場合、それぞれの事業所指定番号分の「事業開始を確認できる書類」を添付してください。 |
| | 29 | 指定通知書を紛失しているが、代わりに何を提出すればよいか。 | 申請は受け付けられません。障害者支援課に御相談ください。 【者】048-830-3314 【児童・訪問】048-830-3317 |
| | 30 | 事業開始時の最初の指定通知書が見当たらない。現在有効な更新後の指定書でもよいか。 | 更新後の指定書で結構です。 |
| | 31 | 申請から補助金が交付されるまで、どのくらい日数がかかるのか。 | 申請書類の審査完了をもって御指定口座への入金となります。審査を要するため、期間は、申請後、約3か月後を想定しております。 |
| 32 | 複数の口座に分けて入金してもらうことはできるか。 | 1つの申請で指定できる入金口座は1口座のみです。 | |
| 33 | 同じ施設・事業所が、複数回補助を受けることはできるか。 | 補助金を受けることができるのは1回限りです。 | |

| 区分 | No. | 質問 | 回答 |
|----|-----|--|---|
| | 34 | 支払先の口座に法人名義ではない口座を指定することは可能か。 | 振込先口座は必ず法人の口座をお願いします。 |
| | 35 | 指定通知書に記載の代表者名と現在の代表者が違うがどうしたら良いか。 | 特に何かする必要はありません。指定通知書を添付して申請ください。 |
| | 36 | 複合施設内にあり、建物の施設管理部門が光熱費を一括で支払っています。補助金の申請は可能ですか。 | 対象となります。 |
| | 37 | 電気代を他の部署と按分(あんぶん)している場合の申請方法について複合施設内にある事業所の場合も申請対象になるか。(他の事業所と光熱費を按分している) | 対象となります。 |
| | 38 | 通帳の写しにて口座名義の正式表記が確認出来ればよろしいでしょうか。法人名+個人名が明記されているケースもあります。法人名の確認が出来ればよろしいでしょうか。 | 通帳の写しにて口座名義の正式表記が確認出来れば差し支えありません。 |
| | 39 | オール電化契約の場合は。 | ガスの契約種別は「LPガス」を選択してください。その場合、オール電化と分かる明細書などの写しを添付してください。 |
| | 40 | (訪問系の事業所など)ガスの契約をしていない場合は。 | ガスの契約種別は「LPガス」を選択してください。ガスの明細書の提出は不要です。 |
| | 41 | 令和5年度第1回、第2回補助金に申請し、補助金の交付を受けた。また電力やガスの契約内容が分かる書類を提出しなければならないのか。 | 令和5年度第1回、第2回補助金に申請し、交付決定及び確定通知書を受けた事業所については、その後電力又はガスの契約内容に変更しない場合、契約内容が分かる書類(明細書など)の提出は省略できます。 |
| | 42 | 電気が低圧、ガスがLPガスの契約内容である場合は。 | 電気が低圧、ガスがLPガスの場合、契約内容が分かる書類の提出は不要です。一方、電気が高圧、ガスが都市ガスの場合、契約内容が分かる書類の提出は必須となります。 |
| | 43 | 児通所系で食事(おやつを含む。)を出しているが、食事有で申請できるか。 | 対象ではありません。対象サービスは児童発達支援センターであり、かつ食事提供加算を請求している場合のみ「食事有」を選択できます。 |
| | 44 | 事業所が複合施設内にあるが、光熱費の契約種別を提出できない場合は。 | 複合施設の不動産会社に光熱費の契約種別について証明を依頼し、御提出ください。(要押印となります。) |
| | 45 | 訪問系の介護職員1人当たりの1日の平均移動距離はどのように決めればよいのか。 | 別紙様式1-5を使用して1日の平均移動距離を算出してください。また、県から問い合わせ等があった場合、説明できるようにしてください。 |
| | 46 | 訪問系の介護職員1人当たりの1日の平均移動距離の算出について、ガソリンの明細書など提出が必要か。 | 提出は不要です。別紙様式1-5を使用して1日の平均移動距離を算出してください。 |